

介護職員等特定処遇改善加算に基づく取り組みについて

1. 介護職員等特定処遇改善加算の算定状況

令和2年10月より次のとおり算定

特別養護老人ホームこころの郷

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 特定加算Ⅰ

(介護予防) 短期入所生活介護 特定加算Ⅱ

2. 賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容

<資質の向上>

働きながら介護福祉士取得を目指すものに対する実務者研修支援やより専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担軽減を図るための代替職員の確保を含む）

<労働環境・処遇の改善>

- ・介護職員の腰痛対策のためのリフト等の導入
- ・事故・トラブルへの対応マニュアルの作成による責任の所在の明確化
- ・健康診断結果に基づく健康管理面の強化
- ・職員休憩室の整備

<その他>

職員（パートタイマー）の増員による業務負担の軽減